

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
お休み  
の翌日  
に当  
る。)

## 目 次

- ◇ 告 示 臨時種畜検査の実施(畜産課)  
豚等の移入の禁止の解除(〃)  
保安林の指定の解除予定(四件) (造林課)  
県道の区域の決定(道路課)  
県道の供用の開始(〃)
- ◇ 教 委 告 示 臨時教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 告 ふぐ処理師試験等の実施(衛生課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二号に

規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号) 第二条第二項の規定により告示する。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成三年十二月十三日 午前十時	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

### 鳥取県告示第八百十号

平成三年十月鳥取県告示第七百十九号(豚等の移入の禁止について)は、廃止する。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第八百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示す

る。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字洞道谷五七六の四、五七六の九、五七六の一〇

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字細谷五三二の四、字蝦谷五五九の五から五五九の七ま

で、五六二の八から五六二の一まで、字治郎谷五六六の四、五六六

の七、五六六の八、五六六の一〇、五六六の一、字献上谷五七〇

の二、五七一の四

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字加谷字下タノ谷七六八の一六（次の図に示す部分に  
限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成三年十一月二十二日

鳥取県告示第八百十三号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字川上字波子ヶ谷二二五の六、字平七谷二二七の八、

二二七の九、二二七の一九、二二七の二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字柄谷原三の一〇・三の一・三の二二・三の二

九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年十一月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
鳥取郡家線	鳥取市越路字下大平九二一―地先か ら八頭郡郡家町大字池田字瀧ノ奥東 平六三九―二地先まで	一一・一 八四・八	一、七四四・〇

鳥取県告示第八百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年十一月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
鳥取郡家線	鳥取市越路字下大平九二一―地先 から八頭郡家町大字池田字瀧ノ 奥東平六三九―二地先まで	平成三年十一月二十五日

鳥取県告示第八百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・七十八号ニュータウン一号児童公園  
事業施行期間  
平成三年十一月二十二日から平成四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分  
なし

2 使用の部分  
なし

鳥取県告示第八百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・三十三号沢井手公園

三 事業施行期間

平成三年十一月二十二日から平成四年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
なし
- 2 使用の部分  
なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年十一月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成三年十一月二十八日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 平成四年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
  - 2 その他

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)第三  
 条第一項及び第二項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次  
 のとおり実施する。

平成三年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 試験期日

- 1 学科試験 平成四年一月二十七日(月) 午前十時から正午まで
- 2 実地試験 平成四年一月二十七日(月) 午後一時から

二 試験場所

- 1 学科試験 倉吉市東巖城町二 鳥取県中部総合事務所
- 2 実地試験 倉吉市東巖城町二 鳥取県倉吉保健所

三 受験資格を有する者

- 1 ふぐ処理師試験

平成四年一月二十七日現在において、年齢十八歳以上の者で食品衛  
 生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第五条第十一号若し  
 くは第十三号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又  
 は乾ふぐ製造業に二年以上従事しているもの

- 2 ふぐ調理師試験

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第二条に規定する調理

師

四 試験科目

- 1 ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

2 ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）

ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

五 受験手続

1 提出書類

ア ふぐ処理師試験

（ア） 受験願書

（イ） 履歴書

（ウ） 戸籍謄本又は戸籍抄本

（エ） 写真（六月以内に撮影した名刺型、正面脱帽、上半身のもの）

（オ） 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に

二年以上従事している旨の所轄保健所（住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。）の長の証明書

イ ふぐ調理師試験

（ア） 受験願書

（イ） 履歴書

（ウ） 写真（六月以内に撮影した名刺型、正面脱帽、上半身のもの）

（エ） 調理師免許証の写し

2 受験願書の提出先

所轄保健所に提出すること

3 受験願書の提出期間

平成四年一月六日（月）から同月八日（水）まで

六 試験手数料及びその納付方法

1 試験手数料

八、九四〇円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）

2 納付方法

ア 1に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

イ 納付した手数料は、返還しない。

七 試験当日の携行品

1 学科試験

受験通知書及び筆記用具

2 実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物

八 合格者の発表

平成四年二月七日（金）に所轄保健所に掲示する。

九 その他

詳細については、所轄保健所に問い合わせること。